



写

令和3年2月4日

福島地方労働審議会

会長 藤野 美都子 殿

福島地方労働審議会

福島県外衣・シャツ製造業

最低工賃専門部会

部会長 藤野 美都子

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年1月14日福島地方労働審議会において付託された福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長 部会長代理
藤野美都子 久保木光治 伊藤利行

家内労働者委員

黒川明朗 佐藤祐一 谷川嘉成

委託者委員

岡部武行 笠原忠雄 佐藤卓也

別 紙

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

別表のとおり

4 効力発生の日

令和3年5月1日

別 表

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目		工 程	金 額
男 子 既 製 洋	上 衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき 21円
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき 14円
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき 14円
		見返し星入れ	10センチメートルにつき 13円
		前身端星入れ	10センチメートルにつき 10円
		えり付けまつり	10センチメートルにつき 17円
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき 18円
		肩裏まつり	10センチメートルにつき 16円
		背わき（わき裏）まつり	10センチメートルにつき 17円
		背鎖止め（本鎖のもの）	3センチメートルにつき 24円
		ベンツまつり	10センチメートルにつき 21円
		ベンツ止め（×印に限る）	1か所につき 7円
		背そ奥まつり（背ぬきのものに限る）	10センチメートルにつき 14円
		前裏そ奥まつり及び背ぬき以外の背そ奥まつり	10センチメートルにつき 12円
	ズ ポ ン	小ボタンのボタン付け	1個につき 12円
		糸くず取り	接着芯縫製のもの 1枚につき 29円 毛芯縫製のもの 1枚につき 118円
服	ズ ポ ン	腰裏まつり	10センチメートルにつき 13円
		腰裏かんぬき止め	1か所につき 6円
		小またちどり	10センチメートルにつき 40円
		天ぐまつり	3センチメートルにつき 6円
		前立てまつり	3センチメートルにつき 7円
		後中央まつり	3センチメートルにつき 8円
		小ボタンのボタン付け	1個につき 12円
		糸くず取り	1本につき 37円

婦人服	上衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき	16円	
		えり付けまつり	10センチメートルにつき	17円	
	スカート	すそ奥まつり	10センチメートルにつき	11円	
		ボタン付け	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	10円
			裏穴のボタンを付けるもの	1個につき	10円
			4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	11円
	ワンピース	玉縁ボタンホール	1個につき	28円	
		かぎホック付け	1組につき	21円	
		スナップ付け	1組につき	21円	
	ブラウス	糸ループ付け(本鎖のもの)	3センチメートルにつき	18円	
		ベンツ止め(×印に限る)	1か所につき	7円	
		鎖止め(本鎖のもの)	2センチメートルにつき	14円	
	糸くず取り	上衣・裏なしのものについて行うもの	1枚につき	25円	
		上衣・総裏のものについて行うもの	1枚につき	16円	
		上衣・半裏のものについて行うもの	1枚につき	22円	
		スカート又はスラックスについて行うもの	1本につき	14円	
		コートについて行うもの	1枚につき	25円	
		ワンピースについて行うもの	1枚につき	19円	
		ブラウスについて行うもの	1枚につき	13円	
		ブリーツ止め(×印に限る)	1か所につき	7円	
	スカート スラックス	小またちどり	10センチメートルにつき	16円	
		シックまつり	10センチメートルにつき	14円	
		ウェストまつり	10センチメートルにつき	10円	
	ワンピース ブラウス	パット付け	1組につき	45円	
	ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの	1枚につき	22円
			長そでについて行うもの	1枚につき	28円

- 備考 1) 「金額」欄中に表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とする。この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。
- 2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。